

下呂市役所 市民サービス課

【重要】令和8年4月以降の児童手当の第3子加算に係る提出書類について

現在、児童手当を受給中の方へ大切なお知らせです。令和8年4月以降も3人以上のお子さんを育てている世帯が「第3子加算（増額）」を引き続き受けるためには、改めてお子さんの養育状況を届け出る必要があります。以下の内容をご確認いただき、対象となる方はお早めに書類をご提出ください。

《今回の届出で確認すること》

お手元の書類では、次のお子さんを令和8年4月1日以降も「親が生活費などを負担して育てているか」を確認します。

- ・ 高校を卒業する年代のお子さん
- ・ 大学生年代（22歳に達する年度末まで）のお子さんで短大や専門学校等を卒業する方

【多子加算制度解説】裏面Q&Aもご覧ください

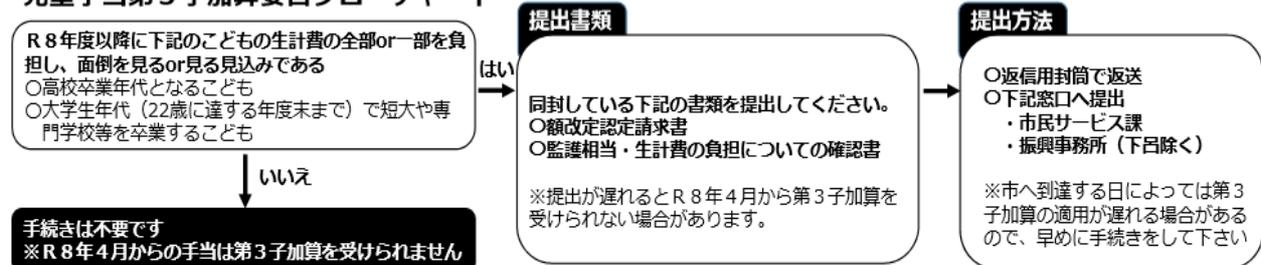
児童手当の令和6年10月改正により、第3子以降となる子に月額3万円を支給します(多子加算)
支給対象児童の兄姉等(19歳～22歳年代)は、**親等の経済的負担のある子に限りカウント対象となり、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。**
なお、経済的負担とは、**その子が進学か否か、同居か別居にかかわらず**、以下の①②の条件を満たす場合をいいます
① 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること
② 受給者(保護者)の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること
例)同居は、日常生活の世話や生計費の負担があるものと考えられます。別居であっても定期的に連絡をとり(監護相当)金銭や生活物品などを援助していく場合、生計費の負担ありと考えられます。

《提出期限》 令和8年3月中 ※3月中に提出しないと、4月分からの加算が受けられない場合があります。

《手続きの方法》

下記の「フローチャート」でご自身が対象になるか確認してください。対象の方は、記載例を参考に書類へ記入し、市へ返信用封筒で郵送 or 提出（市民サービス課・振興事務所（下呂除く））をお願いします。 ※4月以降の進路が決まっていな時は、現時点での「見込み」で記入して構いません。

児童手当第3子加算要否フローチャート



【よくある質問と回答】

| | |
|---|--|
| 1 | Q. 現在すでに第3子以降加算をうけていますが、あらためて手続きが必要ですか？ A. 現在の第3子以降加算は、R8年3月31日までの算定です。今回、期日までに手続きがない場合、現在第3子認定の子の児童手当は、4月分より減額となります。(月3万円から1万円) |
| 2 | Q. 今回の手続きをすると、高校卒業後も児童手当をもらえるのですか？ A. もらえません。児童手当の支給対象児童は0歳から18歳の最初の3月までです。 |
| 3 | Q. 高校卒業後は就職し、親元を離れる予定ですが対象となりますか？ A. 進学か就職か、同居か別居かで判断されるものではなく、別居であっても、その子と定期的に連絡をとり、生活費の全部、または一部を負担する場合、申立てにより対象となります。 |
| 4 | Q. 地元で就職し、同居予定です。親の社会保険の扶養からも抜け、これからは本人に収入がありますが、対象となりますか？ A. 子自身が社会保険の被保険者になることや、子に収入があることで判断されるものではなく、受給者がその子の日常生活上の世話をし、生活費の全部、または一部を負担する場合、申立てにより対象となります。 |
| 5 | Q. 子が結婚していて、その子に子がある場合も、世話をし、生計費の負担があれば対象ですか？ A. 子の婚姻・出産にかかわらず、その子の日常生活上の世話をし、生活費の全部、または一部を負担する場合は、申立てにより対象となります。ただし、婚姻により父母から独立して生計を営んでいる場合も考えられるため、実態を確認させていただくことがあります。 |
| 6 | Q. 生計費を負担している証明書類の添付は必要ですか？ A. 初回時、現況届時(6月)いずれも不要です。(実子以外の申立て等は、状況に応じて実態を確認することがあります) |
| 7 | Q. 手続きの方法を知りたいです。 A. 手続きの方法は返信用封筒で返送いただくか、振興事務所(下呂除く)へご提出ください。 |
| 8 | Q. 3月末の提出期限が過ぎても、提出すれば4月から遡ってもらえますか？ A. できません。提出月の翌月からの適用となりますのでご注意ください。 |

その他ご不明な点はお問合せください

下呂市役所 市民サービス課 児童手当係 TEL:0576-24-2633(直通)